「ふれあいのまちづくり支援事業」（令和７年度事業） 実施要領

１　目的

住民主体の理念に基づき、地域が抱えているさまざまな地域生活課題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、活動を計画し、協力して解決を図ることができる体制づくりを目指します。

２　助成概要

佐賀市内における地域福祉活動を推進する事業を対象とします。

ハード事業（備品整備）

(1) 地域福祉活動の拠点（自治公民館等） における福祉活動を推進するための備品整備

【助成対象団体】

単位自治会

①申請数

・単位自治会数が２０以下の校区…… ２単位自治会まで

・単位自治会数が２１以上の校区…… ３単位自治会まで

②助成金額は、事業費総額の８割（千円未満の端数が生じる場合については、その端数を切り捨てた額） とし、５万円を上限とする。

【対象経費】

自治公民館等における、地域住民の福祉活動の円滑実施に資することができる以下の備品の購入に要する経費

①椅子

②机

③黒板、ホワイトボード

④冷暖房機器（エアコン、扇風機、ストーブ、ファンヒーター）

⑤冷蔵庫

⑥電子レンジ

⑦卓上コンロ（ＩＨ、ガス、カセット）

⑧テレビ

⑨ワイヤレスマイクセット

⑩温水洗浄便座（取り付けタイプ）

⑪掃除機

⑫手すり

⑬カーペット（置き畳）

⑭カーテン

(2) 地域の誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりのための備品整備

【助成対象団体】

①校区自治会

②地区民生委員児童委員協議会

③校区（地区）社会福祉協議会

※ 申請は、各校区１団体

※ 事業費総額１０万円以上の事業を対象とする。ただし、以下の事業は対象としない。

・公的補助の対象となる事業

・他の財源（民間補助金及び助成金） との併用事業

・２年連続の同一事業

※ 助成金額は、事業費総額の８ 割（千円未満の端数が生じる場合については、その端数を切り捨てた額） とし、２４万円を上限とする。

【対象経費】

備品の購入に要する経費

（例）

①放置された土地（荒れ地） 対策のための草刈り機等の備品整備

②ゴミ出し用カートの整備

③地域住民への貸し出し用の車いすやＡＥＤ（自動体外式除細動器） の整備

ソフト事業（ 事業費)

(3) 地域の誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりのための事業

【助成対象団体】

(2)と同じ。

注）(2)と(3)の申請については、校区でいずれかひとつになります。

【対象経費】

申請事業に係る諸謝金、旅費、消耗品費、印刷費、食糧費（講師等指導者昼食代、食材料費、茶菓子代等)、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、広報費、手数料、修繕費、備品費

（例）

①こどもまんなか社会実現のための事業

②困りごと支援事業（生活困窮者支援、不登校・引きこもり等についての研修、ゴミ屋敷の片付け等）

③地域における防犯や安全なまちづくり活動（防犯活動のためののぼり旗、腕章、ベスト、ジャンパー、キャップ、ステッカー等）

④見守りや支え合い活動を推進するための事業（地域懇談会、福祉マップの作成等）

⑤地域の繋がりをもつための居場所、交流の場のための拠点整備支援事業（空き店舗等や企業の建物の一部を利用し、交流スペースの環境整備、小地域活動を推進するための拠点整備等）

≪直接の事業を伴わないもので、次に掲げるものは助成の対象としない≫

①下部組織への助成を目的としたもの

②団体運営のための経費

③団体運営のための事務機器の整備

④行政所有の建物に常設する設備備品等

⑤団体スタッフやボランティアへの謝礼等（交通費、打ち合わせ会議等に関わるお茶代）

⑥申請団体のユニフォームとしての整備

３　対象事業年度

令和７年度（令和７年４月１日～令和８年３月３１日までに実施する事業）

４　助成計画総額（予定）

４，　０００千円

※ 佐賀県共同募金会からの配分金と佐賀市社会福祉協議会会費を財源としているため、募金実績等に応じた助成額となります。

５　申請方法及び助成決定時期

(1) 申請方法　「ふれあいのまちづくり支援事業申請書様式」に必要書類を添付し、佐賀市社会福祉協議会へ提出

(2) 申請締切　令和７年３月３１日（月）

(3) 助成金決定時期　令和７年４月下旬

※ 申請内容について審査し、申請団体へ通知します。

※ 審査等によって、減額する場合や助成できない場合があります。

６　助成決定後の流れ

(1) 助成金の交付

助成対象団体は、「決定通知書」を受け取った後、佐賀市社会福祉協議会へ請求書を提出し、助成金の交付を受ける。

(2) 事業報告

事業完了後１か月以内に、事業完了報告書を、佐賀市社会福祉協議会へ提出す

る。

7　その他留意事項

(1) 助成決定後の事業内容変更について

決定後、やむを得ず変更が生じる場合は、佐賀市社会福祉協議会へ事前に相談すること。

※変更申請書の提出が必要です。（見積書等の提出をお願いする場合があります。）

(2) 助成金の返還

次に掲げる事項に該当すると認めたときは、助成金の全額又は一部の返還を求めることがある。

①実施された助成事業の実績に基づき算出した助成金額が、既に交付した金額を下回るとき

②事業が適正に実施されなかったとき

③本事業実施要領の規定に違反したとき

(3) 助成事業の広報

・助成を受けたときは、共同募金助成事業で整備した旨を備品等に明示することとし、明示についての経費を見積書計上してください。

・助成決定となった事業は、広報の一環として共同募金会作成のチラシや社会福祉協議会ホームページ等に掲載する場合があります。

8　問い合わせ先

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会　（担当： 総務課）

佐賀市兵庫北三丁目８番３６号 ほほえみ館内

℡０９５２－３２－６６７０　ＦＡＸ０９５２－３２－６６６５

Ｅmail　soumu@scshakyou.jp